

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問7（個）第4号）

### 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求に至る過程

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和7年4月14日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「広島県警察〇〇警察署長が接待や供与を受けた関係で、同署長が接待等を行った者から私に関する事柄で便宜供与を求められたことが分かる情報」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年4月24日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年4月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書においておおむね次のとおり主張している。

本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、

違法である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

##### (1) 処分の内容

広島県警察〇〇警察署長が接待や供与を受けた事案（以下「本件事案」という。）に関し、保有する行政文書を確認するも、審査請求人に関する情報が記載された文書は認められないことから、本件処分を行い審査請求人に通知した。

##### (2) 弁明の理由

###### ア 本件事案について

本件事案は、〇〇の階級にある〇〇であった〇〇警察署長が、〇〇から社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けるなど、〇〇に反する行為を行ったものであるが、相手方から便宜供与を求められた事実はない。

###### イ 対象行政文書について

本件事案に関して、当県が保有する行政文書を特定したが、審査請求人に係る保有個人情報とは認められない。

###### ウ 本件処分とした理由

本件請求については、前記のとおり、審査請求人に係る保有個人情報は認められないことから、本件処分を決定し、審査請求人に通知した。

##### (3) 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、本件事案が自身の関係する事案に基づくとして開示請求を行っているものと認められるが、本件事案は審査請求人と関連するものではなく、審査請求人に係る保有個人情報が記載された行政文書は作成されていないことから、審査請求人の当該主張は認められない。

よって、本件審査請求は棄却すべきである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「広島県警察〇〇警察署長が接待や供与を受

けた関係で、同署長が接待等を行った者から審査請求人に関する事柄で便宜供与を求められたことが分かる情報」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件請求の内容について

本件請求は、「広島県警察〇〇警察署長が接待や供与を受けた関係で、同署長が接待等を行った者から審査請求人に関する事柄で便宜供与を求められたことが分かる情報」であるところ、実施機関は、弁明書において、本件事案は、〇〇警察署長が、〇〇から社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けるなど、〇〇に反する行為を行ったものであると説明している。

審査会において、本件請求があった際の実施機関の聞取票を見分したところ、実施機関の職員からの請求内容に関する質問に対し、審査請求人は、〇〇警察署長と便宜供与をする者との間で、審査請求人に関する何らかの話が取り上げられていると思っており、本件請求はそうしたやり取りが残っている書類全般が対象となり、監査官室は、懲戒処分をする上で、そうしたやり取りを調べているはずであると答えた旨の記載があった。

これらのことからすると、審査請求人は、広島県〇〇警察署長の職にある特定の職員が接待や供与を受けたことにより、監察事案として実施機関の調査を受けたことを前提に、同調査の過程で実施機関が作成又は取得した文書における保有個人情報の開示を求めているものと認められる。

### (2) 存否応答拒否制度について

実施機関は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、法第82条第2項の規定により、開示しない旨の決定をし、開示請求者に通知しなければならないとされており、「全部を開示しないとき」とは、法第81条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含むものとされている。

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存

在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで法第78条第1項各号の不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、法第81条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

### (3) 本件処分の妥当性について

本件請求の内容は前記(1)のとおりであるところ、審査会から実施機関に対して、実施機関の職員が接待や供与を受けることが、法令や規則等に違反することとなるかについて確認したところ、次のとおりであった。

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第3条で利害関係者からの接待や供与を受けることが禁止されており、同第5条では利害関係者以外の者からも社会通念上相当と認められる限度を超えての接待や供与を受けてはならないとされている。

また、広島県警察職員服務規程（平成5年3月23日本部訓令第3号）第28条で、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる接待や供与を受けてはならない旨が規定されている。

また、審査会から実施機関に対して、実施機関の職員が接待や供与を受けた疑いがある場合に、一般的にどのような対応を行うかについて確認したところ、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）及び監察に関する訓令（平成12年3月14日本部訓令第8号）に基づき、監察を行うとのことであった。

これらのことからすると、実施機関の職員が接待や供与等を受けることは、国家公務員倫理規程等に違反する行為（以下「違反行為」という。）に該当する場合があり、実施機関においては、職員が接待や供与を受け

た疑いがある場合には、監察事案として、監察を行っているものと認められる。

そうすると、本件請求情報の存否を明らかにすると、「特定警察署長が違反行為を行った」事実の有無及びこれに関する監察を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることと同じことになると認められる。

この場合において、本件存否情報が法上の不開示情報に該当するときは、本件請求情報の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することとなることから、以下、本件存否情報が法上の不開示情報に該当するか否かについて検討する。

まず、本件存否情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であるから、法第78条第1項第2号本文に規定する不開示情報に該当するか否か検討する。

法第78条第1項第2号本文の「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」について、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の内容及び性質を考慮する必要がある。

その場合、「他の情報」については、情報の内容及び性質によっては、一般人が通常入手し得る情報に必ずしも限定されるものではなく、当該個人の同僚や知人等の関係者（以下「関係者等」という。）が容易に入手し得る情報も含まれると考えるのが相当である場合もある。

本件存否情報は、監察を受けた可能性のある職員に関する情報であって、こうした情報は、個人情報のうちでもプライバシー保護の必要性が特に高いものであり、開示可否の判断においてもその保護の必要性は尊重されるべきものである。そして、本件存否情報は、特定警察署長という実施機関における配置人員が限られている特定の役職の職員に限定した情報であることからすると、関係者等が知り得る情報と照合することにより、当該警察署長が識別される可能性は否定できない。

したがって、本件存否情報は、法第78条第1項第2号本文に規定する「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する。

次に、本件存否情報が法第78条第1項第2号ただし書の規定により不開示情報から除かれる情報に該当するか検討する。

審査会から実施機関に対し、職員の違反行為に関する情報を公にしているか否かについて確認したところ、次のとおりであった。

違反行為を行った職員に対して懲戒処分を行った場合、懲戒処分に関する情報を、「懲戒処分の発表の指針」の改正について（通達）（平成16年4月20日付け広監第556号。以下「指針改正通達」という。）を踏まえ、事案の概要や処分の年月日及び内容について公表しているが、関係者が特定されるおそれのある内容は含まない。

また、審査会において、指針改正通達及び同通達において改正後のものとして示されている懲戒処分の発表の指針の内容を見分したところ、同指針では、「懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。」と記載されていた。

これらのことを踏まえると、実施機関においては、職員の違反行為に係る情報を特定の個人が識別できる形で公にしているとはいえないことから、本件存否情報は、法第78条第1項第2号イの法令の規定により又は慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ロに該当すると認めるべき事情も存在しない。

また、特定警察署長は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員又は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員であり、法第78条第1項第2号ハに規定する公務員等に該当する。しかしながら、同号ハで規定する職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すると解されるところ、違反行為を行った疑いのある職員が、監察対象として監察を受けることは、当該職員の職務遂行には当たらないため、本件存否情報は同号ハに該当するとは認められない。

したがって、本件請求については、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、法第78条第1項第2号の不開示情報を開示することになるため、本来、法第81条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分においては、実施機関は、本件請求情報の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて法第81条の規定を適用する意味はなく、本件請求情報を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

以上のことから、実施機関が、本件請求情報について不存在であることを理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年8月8日	・ 諮問を受けた。
令和8年2月26日 (令和7年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月24日 (令和7年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年4月30日 (令和8年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年5月28日 (令和8年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁 護 士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 ( 部 会 長 )	近畿大学准教授